

事後審査型一般競争入札の公告（業務、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和元年（2019年）7月 3日

一般財団法人札幌市住宅管理公社  
理事長 廣川 英人

記

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）

電話 011-211-3381

FAX 011-221-4438

2 対象業務

「青少年山の家設備改修工事実施設計」

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の**共通事項**の条件及び対象業務ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としなないものとする。

**共通事項**

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること。

イ 平成31・32年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。）。

ウ 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 対象業務ごとに定める技術者等の条件を満たすこと。

カ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（特定共同企業体の場合は、同一共同企業体との間でこの関係を有する者は除く。）。

(ア) 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合  
入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。  
なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

#### 共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。  
イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。  
ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。  
エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

#### 4 入札説明書の交付

- (1) この公告の日から対象業務ごとに定める入札の日の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。  
( <https://s-j-k.or.jp> )  
(2) この公告の日から対象業務ごとに定める入札の日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、1に示す契約担当部においても交付する。

#### 5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。

#### 6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。  
(2) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。  
(3) その他内訳書の内容に疑義がないこと。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。  
(2) 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。  
(3) 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目  
一般財団法人札幌市住宅管理公社3階会議室  
(4) 提出方法 上記(1)の日時に持参すること。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金  
免除  
(2) 契約保証金  
免除  
(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法  
対象業務ごとに定める。
- (5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (6) 詳細は別表及び入札説明書による。

## 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う附則（設計）

この契約締結後、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）に係る法令等の改正及び施行（以下「改正施行」という。）のため、当初の契約締結時に適用した消費税率（以下「原消費税率」という。）により算出した消費税及び地方消費税の額（以下「原消費税額」という。）と実際の取引における課税資産の譲渡等に課される消費税率（以下「実消費税率」という。）により算出した消費税及び地方消費税の額（以下「実消費税額」という。）との相違（以下「改正差額」という。）がある場合の取扱いについて、以下により一般財団法人札幌市住宅管理公社業務委託契約約款（設計）（以下「約款」という。）の読み替え等を行う。

- 1 甲及び乙は、乙の責めによりこの契約が目的とする課税資産の譲渡等が遅延し、改正差額が生じる場合を除き、実消費税額をこの取引に係る消費税額とする。
- 2 この契約書は、乙が免税事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関する免税事業者をいう。以下同じ。）である場合を除き、消費税額等が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、この取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかであることから、印紙税法基本通達（昭和 52 年間消 1-36）別表第 2 において「重要な事項」として掲げる事項の変更又は補充及び契約上特段の必要がない限り、消費税率に係る法令等の改正施行のみを理由とした変更（補充）契約書の作成は行わない。
- 3 第 1 項に規定する乙の責めにより改正差額が生じる場合についても、変更（補充）契約書の作成は行わない。
- 4 第 1 項に規定する実消費税額を含むこの契約により甲が乙に支払うべき金銭の算出は、次の各号の規定による。
  - (1) 約款第 33 条の規定による委託料または同第 44 条の規定による既履行部分委託料については、当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に、100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
  - (2) 約款第 38 条の規定による部分引渡しに係る委託料については、第 1 号の規定を準用する。なお、1 円未満の端数を切り捨てることにより生じる金額の過不足については、委託料または同第 45 条の規定による既履行部分委託料で精算する。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、約款第 38 条第 1 項に規定する部分引渡しに相応する指定部分に係る業務の完了（成果物の引渡しを伴うときはその引渡し）が税務上、課税資産の譲渡等と認められる場合（消費税法基本通達 9-1-8 《部分完成基準による資産の譲渡等の時期の特例》）で、かつ当該指定部分について原消費税率が課せられる場合は、第 1 号の規定による委託料または既履行部分委託料については、当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に、100 分の 2 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。なお、1 円未満の端数を切り捨てることにより生ずる金額の過不足については、委託料または既履行部分委託料で精算する。